

デタラメな発令通知！処分通知「差し替え」に対し、 団体交渉開催申し入れ！

3月1日、前代未聞の「『発令通知書』差し替え」に関して、団体交渉開催の申し入れ（『申第31号』）を行いました。これは、東二運分会斉藤書記長に対し不当にも発令された減給処分をめぐり、後日会社が「減給額の解りやすい通知書に差し替える」「事務方にミスがあった」ということを理由に一方的に、通知書の「差し替え」を通告してきたことに対する経過説明と社長の責任の明確化、処分無効を求めて、労働協約に基づき正式に労使協議を申し入れたものです。

会社は、一連の事態に対し、これまでの幹事間の議論で、「問題ない」（当初の通知書で）と主張していたことを一変し「発令通知書の内容について説明する」と考え方を明らかにしています。しかし、事態は組合員の賃金減額に関わる発令行為に関するものであり、通知書を「差し替える」などという取り扱いが簡単に出来るものではありません。単なる「説明」で済まされるものではないと考えています。

私たちは、労働協約に基づき団体交渉を開催し、事実経過の説明と謝罪、社長の責任を明らかにすることが会社の義務であると考えています。また、「酒気を帯びて業務に就いた」という処分事由は、事実ではなく、全くの誤り（デッチ上げ）であり、処分を直ちに撤回することを強く求めます。

申し入れの要旨

1. 「会社・組合双方が審議誠実の原則に従い健全な労使関係を確立する」とした基本協約の目的に反することであり断じて許せない。さらに、組合員の賃金に関わることであり速やかに団体交渉を開催すること。
2. 会社の言う「事務方のミス」の事実経過、背後要因を明らかにすること。
3. 発令通知を行った山田社長は謝罪すること。
4. 処分を撤回すること。

賃金に関わる重大な事柄であり、
単なる「説明」では済まない！